

## 平成 20 年度第 2 回三重県社会福祉審議会

日時：平成 20 年 8 月 22 日（金）14：00～

場所：三重県勤労者福祉会館第 2 会議室

開会

健康福祉部長あいさつ

委員自己紹介

(庄司委員)

こんにちは。県民児協の庄司でございます。よろしくお願いいたします。

(高島委員)

こんにちは。はじめまして。松阪からまいりました、松阪認可保育園連盟の高島でございます。よろしくお願いいたします。

(高鶴委員)

三重県知的障害者育成会の高鶴です。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田委員)

菰野町社会福祉協議会の福田と申します。よろしくお願いいたします。

(森下委員)

三重県社会福祉協議会の会長ということで出席させていただいております。私は伊賀市に在住いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(山川委員)

三重県老人クラブ連合会の会長の山川です。どうぞよろしくお願いいたします。

(湯浅委員)

尾鷲市からまいりました N P O 法人あいの湯浅と申します。よろしくお願いいたします。

(井谷委員)

紀北町からまいりました、有限会社ウィルネットで社会福祉士の仕事させていただいております井谷です。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

皆さん、こんにちは。三重県小中学校長会の副会長をさせていただいております、亀山

市立加太小学校校長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

(貴島委員)

こんにちは。はじめまして。私は鈴鹿医療科学大学の教員をしております貴島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(坂本委員)

はじめまして。四日市市で介護相談員などをさせていただいております、坂本涼子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(長谷川委員)

私は、三重県町村会の副会長を仰せつかっております、多気町長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

(前田委員)

三重次世代育成応援ネットワーク運営委員で、私自身は四日市で旭電気株式会社を経営しております前田と申します。よろしくお願いいたします。

(守本委員)

はじめまして。皇學館大学社会福祉学部で教員をしております守本と申します。文学部、教育学部は伊勢市にあるんですが、社会福祉学部は名張市でございます。よろしくお願いいたします。

(山口委員)

三重県看護協会からまいりました山口でございます。よろしくお願いいたします。

#### 欠席者及び定足数の報告

委員総数20名中15名が出席、社会福祉審議会条例第6条第3項に規定する定足数(委員の過半数)を満たしていることを報告

#### 委員の任命

(事務局・西城健康福祉企画室長から推薦の声伺いの後)

(高鶴委員)

県社会福祉協議会の森下委員さんにぜひとも委員長をお願いしたいと思います。

(西城健康福祉企画室長)

森下委員、ご推薦をいただきましたけれども、いかがでございましょうか。

- 「賛成」「異議なし」の声 -

(西城健康福祉企画室長)

それでは、皆様のご推薦をいただきましたので、森下委員に委員長にご就任をいただきたいと存じます。

県の審議会要綱の第4条で、この審議会の議長は委員長が行うということになっております。それでは、森下委員、委員長席へお移りをいただきまして、このあとの議事の進行をよろしく願いをいたします。

(森下委員長)

ご推薦をいただきましたので、大変僭越ではございますが、委員長を務めさせていただきたいと存じます。皆様方のご協力をいただきまして、円滑な議事の進行をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

福祉はかなり難しい局面にあると私は思っております。平成9年頃から「社会福祉基礎構造改革」と称しまして、国のほうで進められてまいりました。その延長線上で平成12年には介護保険法、そしてその後、障害者自立支援法、あるいはその間、児童福祉法の改正、社会福祉法の成立等いろいろと進行してきたわけでありましてけれども、本来の理念としての基礎構造改革は、もともとどちらかと言うと経済的な側面にかかなり比重がかけられたものであったと、私は勝手に思っております。

しかし、そう感じるのは私だけではございませんで、今、全国社会福祉協議会の会長に当県出身の斎藤十朗さんが就任されておられますけれども、先般の経営セミナーでも構造改革の持っている正の面と負の面と言いますか、プラスの面とマイナスの面の両方あるということをかかなりはっきりと指摘をしていただいております。私も同感でございます。規制緩和、措置から契約へという中で、やや市場システム化の方向へ福祉が流れているということを事実、実感をするところでございます。

当審議会は、合議制の機関でございますが、大変重要な局面で大きな責務を負っているというふうに感じております。どうぞ一つ活発にご意見をいただきまして、意義のある審議会になりますように心から祈念をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、職務代理者の指名でございますが、三重県社会福祉審議会条例第5条で委員長の職務代理者の指名をしなければいけないということになっておりまして、私から指名

をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、庄司委員さん、よろしく願いいたします。

専門分科会及び審査部会の体制について

西城健康福祉企画室長より説明

審議事項「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」の見直しについて

速水こども分野総括室長による説明

(森下委員長)

それでは、只今の事務局から説明いただきました内容につきまして、あるいはほかでも結構ですが、ご意見を承りたいと思います。

(高鶴委員)

緊急的に保護する期間が2週間ということになっておりますけれども、三重県の場合、女性相談所は1ヶ所だけです。いろいろ報道などを見ていますと、当事者から困うためのシェルターとか、そのいる場所を隔離して分からないようにするというのがあると思うんですが、今後、懇話会等でいろいろな審議がされていくでしょうけれども、例えばNPO法人等においてそのような取り組みがなされていかないと、身内のところに帰る人が巻き込まれて犯罪の被害に遭うという報道もありますので、やっぱり安全だということがこの部分で担保されているかということを考えますと、そういうところの視点も含めた懇話会の議論になっていただきたいなと思っています。

(森下委員長)

只今の点、事務局、いかがですか。

(太田こども局長)

ありがとうございます。おっしゃるとおりでご指摘は大変大事な点だと思っております。この計画を3年前に策定させていただきました時にも、やはりその検討会議の席では、これからは民間の力を活用したDV被害者への支援というのが、公だけでなく、そのあとの生活の支援も含め、必要ではないかというご意見もいただきました。計画にはそういったことも含めて書かせてはいただいているんですが、実際、今のところ、三重県の女性相談所での保護の状態が、人数的には満所になって早く出ていっていただかないといけないと

というような状態は生じていないことが1点と、もう一つは半公的な機関と言いますか、社会福祉法人の運営する自立支援施設のほうへ保護をさせていただくということが今のところ可能ですので、そういった対応をさせていただいております。

また、三重県内では困るという被害者の方には、県同士が協力をし合いまして、他県の支援施設に保護をお願いする、また三重県も同じく他県からの要請を受けて保護を受けるということも相互に協力し合って、今のところはさせていただいております。でも、今の民間の力を活用したものは、今後だんだん難しい事案が出てまいりました時には必ず必要になることですので、引き続き検討させていただきたいと考えております。

(森下委員長)

高鶴委員、よろしゅうございますか。大変重要なご指摘をしていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

(庄司委員)

今説明を聞きまして、おやと思ったのは、認知度がだんだん下がっているんですね。本当にこれは逆に行かないといけないじゃないかと思うんですけどね。どういうことかと言うと、要するに、今後、入り口のことにもっと力を入れないと、出口ばかり一生懸命やってもいけないんじゃないかと思えます。県としてこれをどう分析するのか、なぜ下がってきたのか。本当はもっと上がっていかないといけないですよ。そこらはどうなんでしょうか。もっと啓発に力を入れないといけないと思うんですね。

(太田こども局長)

ありがとうございます。この点は私どもも、普通は計画も作り対策が進めば認知度は高まるのが普通なんですけど、DV防止法に関しては、このように下がっているということで、実は私どもも非常にショックを受けました。と言いますのは、当初、DV防止法ができました時には、いろいろ総括室長のほうから説明もさせていただきましたように、議員立法で作られましたこともありまして、非常に国会の審議も報道もされ、いろんな意味で認知度が一挙に高まったんだろうと思うんですね。

その後、行政は、認知度が下がらないように何をしたかと言うと、おっしゃるとおり、どれほどPRができたのかなというのは、忸怩たる思いがするんです。一応私どものほうでもさまざまな公的な機関、それから人の集まるところに、例えば本当に被害者の方をお助けしたいと思ひまして、この冊子、「被害を受けられた方にご相談いただくために」ということで、直接情報を届けたいということで作ったものでございまして、女性の出入りす

るようなところにそっと置かせていただくようなことがまず1点、それからもう一つ啓発に関しては、人権の観点から三重県女性センターのほうでも相談活動とか啓発活動をやっております、そういったところともっと連携をしながら、今後より一層進めていかないといけないというふうに思っておるところでございます。今のご指摘、本当にそう思っておりますので、審議の中でもどのように県の皆さんにDV防止についてご理解いただくのかということに力を入れてまいりたいと思っております。

(森下委員長)

ありがとうございました。冊子のお話がありましたが、どういうところへどれくらい配置されるんですか。

(事務局)

現在ですと、コンビニのローソンの女子トイレの中とか、そういった女子トイレ、公共施設もそうですが、誰にも見られずに取れるようにというような形で、そういったところに置かせていただいております。

あと、民間の団体の方が地域の美容院ですとかスーパーですとか、そういったところへも個々に地域活動として配布していただいたりしています。

(森下委員長)

市町の社会福祉協議会あたりとか、そういうところにも配っていただくんですか。

(事務局)

勿論、公共的なところにはすべてです。

(森下委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(守本委員)

勿論、被害者の方を救いたいという思いがあって、こういう啓発活動をされているというのはよく分かります。女性に啓発ということも勿論必要なんですが、一方、加害者側の男性に対して、例えばストーカー行為でもそうなんでしょうけれども、ストーカー行為とは思わなかったとか、そういう男性自身の認識の低さと言うか、そういったものもやっぱり考えていかないといけないと思うんですけれども。だから、男性だけにとか、女性だけにとかは思わないんですが、こういうこともDVなんだよとか、暴力だけじゃなくても、言葉で傷付けるということだって立派な暴力なんだよというような啓発であったり、あるいは未着手のところでもありますが、加害者の方にもう一度考えていただくとか、そうい

った取り組みなどはすでにされているのでしょうか。

(太田こども局長)

加害者は男性、女性という限定ではなく、DVについての考え方を広く周知するというような形での啓発はさせていただいております。

年に何回か研修会とか講演会をさせていただいているとか、それからこれは女性センターも含めてなんですが、啓発に係る研修会・講演会、それから各部門で、例えば私どもの職員の人権研修の中でそういうものがあったり、それぞれの分野でDVの関係の情報提供がされるようお願いできるように、実はDV防止ネットワークというのを市町の関係者の方々、それから警察関係者、それから教育委員会、いろんな関係者を交えて作っております。県全体の大きな連絡会議がございまして、そちらで啓発を含め、それから被害者の救済の対策も含め情報共有し、お願いしという会議があり、それがまた市町ごとにそれぞれネットワークがございまして、それはどちらでも関係者が会議を開いて情報共有していただくという方法がございまして、そういうところで皆さんに情報をお伝えし、またそこからその関係者の方々がそれぞれの関係するところに情報を提供するといった、十分それが行き渡るような方策と言うか情報提供の仕方というのが私どもの課題かと思っております。この点については引き続きやっていきたいと思っております。

(森下委員長)

よろしゅうございますか。

いかがでしょうか。非常に深い問題で、申しましてもしないことかも分かりませんが、こういう社会情勢と言いますか、社会生活、精神生活、など大戦後の一つの特徴なのかも分かりませんが、このへんについての考察というのは何かあるのでしょうか。大きな視点から、どうしてこういう社会になってきたのかということですね。この間、テレビの『日曜討論』で、秋葉原無差別殺傷事件等、ああいう若者にどうしてなったのか、私たちの社会に何が抜けているのかということなど討論がありました。この問題もきっとそういう社会の深いところから考察する必要があるのでしょうか。戦前にも多少あったとは思いますが、何かもしありましたら。

(太田こども局長)

これは私どもの分析と言うか、この計画を当初策定いたしました時に委員の皆様方からそういったご意見、まずそういう整理をしようということで、いろいろその分野で活躍なさっている方からお教えいただいた中で、一部記憶に留まっているところでご紹介したい

と思いますが、一つには、基本的にはやはりずっと以前から家庭内での暴力というのはおそらくあったでしょう。それが急速に本当に暴力そのものが増えているのかどうかというのは、おそらくそういう統計がないので分かりませんが、潜在化していたのだらうと。そういう意味では、家庭内の暴力がその女性の、女性という意味合いですが、人権を侵害するものであるという認識が社会的に高まり、それが顕在化して、今急速に出てきたというのが一つ背景としてあるだらうと。

そうは申しますものの、おそらく非常に悲惨な事件にも発展するようなものもいくつか起こってまいりますので、そういう家庭については、やはり今の社会全体の生きにくさと言いますか、お互いの人権を認め合いながら、家庭を築いていくといったような、そういう人間そのものの成長過程が何かしら阻害される要因というのが社会全体にあるのではないかと、そういう意味では、啓発というのが単にDVが暴力ですよということだけではなくて、非常に住みやすい社会づくりといった視点は持っていかなければいけない、そういった議論がなされたように記憶をしております。

(森下委員長)

ありがとうございました。

ほかの委員さん、いかがでございますか。何かございましたら。

(貴島委員)

DVというのは、家庭内での暴力ということになるわけですが、暴力というのは強い者が弱い者に暴力を振るうということになるわけです。統計と言いますかこの調査を見ますと、DVの相談件数は減って来ていると。しかし、潜在的に被害者はあるんじゃないかというようなご説明でした。

一方で、児童虐待が増えていると。これも同じく家庭内での暴力ということになるわけですが、児童虐待とDVとではその性質は違うという見方もあるわけですが、やはり家庭内でそういう暴力的な行為がなされると、子どもたちがそれを見て育つ、あるいはそのDVで母親自身が被害者を受けている場合、母親がその矛先を子どもさんたちに向けるというようなことも考えられなくもないわけです。こういったDVの統計の数字と児童相談所の児童虐待の数字との刷り合わせは行われているのでしょうか。縦割り行政と言いますか、その弊害というものもあると思いますが、家庭内の実態をよりよく把握するということでは、やはりこのDV、それから児童虐待、このあたりは非常にリンクしている可能性が高いんじゃないかなと思ひまして、そのあたりの視点も入れていただければというふうに思ひま

す。

(森下委員長)

ありがとうございました。

どうぞ、ほかの委員さん。

(伊藤委員)

貴島委員の先ほどのお話、私も学校現場で実際に子どもたちの状況を見ている中で、母親がDVの被害に遭っていて、それが子どもの虐待につながっている、今、「リンク」という言葉が使われましたが、そのようなケースは非常に多いということ、仕事の関係上から感じております。

そういったことも視点に挙げていただくということは大事かなと思います。

先日、小・中学校の校長を対象にした管理者セミナーで、DVのことについての研修がございました。男女共同参画審議会のほうにも関係させていただいておりますが、そこでもやはりDVの話題が出ておりました。今回もDVということで、この基本計画を見直す時期ということもあって、話題が出て来ているのかなと思うんですが、行政の中で、DVのとらえ方について、例えば4ページの真ん中の表で「DVを受けた経験(精神的暴力)」の中に「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれることが一、二度あった」とありますが、これがDVなのかなと、若干疑問視させていただくんです。

この間の管理職セミナーを受けてとってもよく分かったのは、夫婦喧嘩というのはDVじゃありませんよ、支配、男性が支配する場合もあるでしょうし、その逆の場合もあるんだと思いますが、一方的に支配される関係の中での暴力であるということを知りました。普段私たちはわりあいと気軽に「DV」とか「セクハラ」という言葉を使っているんですが、逆にその言葉が使われることで「本当にそうなの?」とか、逆に差別感を生み出すようなこととかもあったりして、その言葉の使い方には非常に気になる部分があります。こういうことが話題になると、逆に「最近女が強くなったからなあ」という、正式な声ではないですが、世間話の中で出てくるんですね。そういったものの考え方は、人権の侵害であるという意識じゃなくて、本当に軽い冗談みたいな感じでおっしゃられるんですよけれども、やっぱりそういう声を聞かされるたびに悲しいものがあるなと感じます。

取り留めのない話をしてしまいましたが、一つは先ほど貴島委員がおっしゃったように、DVというのは男女の大人同士の関係だけじゃなくて、子どもにもすごく影響を及ぼして

いるということと、もう一点は、DVの定義をきちっと知ったほうがいいんじゃないかなという意味で、二点発言させていただきました。

(森下委員長)

ありがとうございました。只今のお二人の委員さんのご発言を含めて、太田局長さん、お願いできますか。

(太田こども局長)

1点目の児童虐待防止との関係でございますが、児童虐待防止法の中では、家庭内の暴力(DV)を見た子どももやはりこれは児童虐待を受けたというふうに、そういう項目がございます。私ども、DVの被害を受けて例えば女性相談所に一時保護されたお母さんが子どもさんをお連れになっている時は、その子どもの心のケアも一緒にさせていただいております。お母さんと一体になってケアする場合と、それからやはり児童の専門家のいる施設のほうが良からうということで、児童相談所のほうでケアをする場合がございます。ご本人たちがいらっしゃった時に児童相談所との協議の中で、処遇する最適な場所を検討いたしまして、一緒なのか、分離をして専門家がケアするのかといったようなこともさせていただいているところでございます。女性相談所も児童相談所もこども局の地域機関でございます。県の場合はそのところは縦割りではなくて、連携をしてやっていくというふうに考えております。

それからもう一つ、DVの定義につきましては、おっしゃっていただくとおり、本当に厳密にどれほどまでみんなが認識しているかと言うと、私どもも含めて非常に曖昧なところがあるのかというふうに思って、聞かせていただきました。

多分この統計の「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれることが一、二度あった」というのは、確かに「これだけでDVなの?」というのは非常に疑問のある設問でございます。おそらくもともとの男女共同参画に関する県民意識調査の中の設問は、もう少し丁寧なものだったのだらうなと思ひまして、ちょっと私ども、そういうところを端折ってこういうふうに出させていただいたので、「え?」と思うような書き方になってはいますが、そのへん、資料の提供についても私どもも気を付けないといけないなというふうに思ったのと、もう一つ、根本的なところとして「DVとは」ということ、それがもう啓発なんだというふうに思ひますので、そのあたりもしっかり方法論を含めて検討させていただきたいと思ひます。

(森下委員長)

ありがとうございました。大変このテーマはいろいろご意見がおありになると思うんですが、一つ広く意見を取り入れていただいて、見直しのスケジュールを進めていただきたいなと思います。

こども局の取組について

太田こども局長から、資料に基づき説明

(森下委員長)

ありがとうございました。只今の説明につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ちょっと私から。同じことばかり言うようでございますが、福祉行政と教育行政が連携しませんと、なかなかうまく行かないということをいつも感じております。特に放課後児童クラブなどの分野は特にそうでございますが、すべての分野におきまして、どちらがいいとか悪いとかではございません。教育行政と福祉行政の取り組みの視点が少し違うという場合がございますので、両者の連携が密接でございませんと、掛け声だけに終わるといふことをかねがね経験し実感しておりますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

(太田こども局長)

実は、こども局が今年の4月にできまして、私どものほうに、福祉政策だけではなく、青少年の育成対策、それから教育委員会が担当しております社会教育、社会学習の部分が一緒になって、こども局が発足しました。学校教育というのは教育委員会なんですけど、そういった3分野が一緒になることによりまして、これまで福祉分野だけで対応してきた問題が、もう少しやっぱり地域全体にご理解をいただきながら進めていかなければならないなという視点がより強くなりますと、やはり私どもの福祉の課題ですね、保育に課題があったり、いろんな課題を、また子どもたちのケアそのものを社会のほうに、こういう存在があって、皆さんにもご対応いただきたいな、考えていただきたいなといったことを発信していくような、そういう義務があるんだろうなというふうに、思いを新たにしているわけでございます。教育委員会との一層連携していくということは続けていきたいと言うか、進めていきたいと思ひます。

進め方といたしましては、県の中に今まで少子化対策推進本部と、これは関係部長で構

成する会議ですが、そういう本部方式を取っております。少子化対策についても一つ本部があり、青少年対策についても一つ本部があります。これは今まで別々の分野で仕事をしていたものですから、そういう二本立ての本部がございましたが、こども局が創設されたので、その本部も統合いたしまして、子どもに関する取り組みについては総合的に動かして、本部の役割として取り組んでいこうというふうにしておりますので、そういう中で、教育委員会、教育長ともしっかり連携してまいりたいと思います。

次回の開催は平成21年2月ごろを予定の旨を事務局から説明後、閉会